株主各位

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたします

ので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年11月21日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日 時** 平成18年11月22日 (水曜日) 午前10時 2. **場 所** 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号

2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目 6 番 1 号 ホテルメトロポリタン 3 階 富士の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

第22期(平成17年9月1日から平成18年8月31日まで)事業 報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第7号議案 役員賞与支給の件

第8号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

第9号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.meikonet.co.jp)において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

「平成17年9月1日から」 平成18年8月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景にした設備投資の増加に加え、個人消費の緩やかな上昇基調等、着実な景気回復の傾向が見え始めたものの、原油価格の高騰や長期金利の上昇に伴う景気減速懸念等の不安要因もあり、総じて不透明感を払拭できない状況で推移いたしました。

当学習塾業界におきましては、少子化傾向が進行するなか、生徒・保護者ニーズの多様化、高度化がますます顕著になっており、提供サービスのクオリティ向上が更に強く求められております。

それに伴い、学習塾各社は、生徒個々の特性に応じた指導形態を主流に おく傾向があり、特に個別指導部門の積極的な展開により、個別指導塾間 の競争激化等、厳しい情勢が継続しております。

また、公教育につきましても、学習指導要領全体の見直しに向けての検討が進められているなか、教育改革の更なる加速が想定され、教育全般を取り巻く環境等が大きく変わろうとしております。

このような環境のもと、当社におきましては、個別指導塾「明光義塾」が提供する教育サービスの特徴及び優位性等を明確にしたブランドコンセプトの確立、並びに新しいロゴデザイン・キャラクターを軸としたブランドイメージの刷新等を実施することにより、「明光義塾」ブランドの「社会的な信頼度の更なる向上」及び「鮮度感の向上」等に努めてまいりました。

教務全般につきましては、教室運営力向上のための各種研修制度の充実、 並びにオリジナル教材の開発強化等を推進してまいりました。

更に、即座に経営指標上には反映されませんが、中長期的視点により、 教室運営に携わる教室長に対する研修を強化してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は10,047百万円(前期比2.2%増)、

経常利益は2,558百万円(同12.6%増)及び当期純利益は1,393百万円(同15.3%増)となり、過去最高の経営成績を達成することができました。

② 事業の種類別概況

(学習塾直営事業)

教室環境の整備・充実並びに教室移転・リニューアルの積極的な実施や、 多様化する生徒・保護者ニーズに対応するためにきめ細かいサポート体制 の強化等に注力してまいりました。

また、直営教室につきましては、ここ数年、在籍生徒数が軟調であったことを鑑み、新規開校を一時凍結し、教室長に対する研修等を徹底的に強化し、提供サービスのクオリティ向上に注力する方針であります。

したがいまして、当事業年度において、直営教室の新規開校は実施して おりません。更に、社員独立制度による直営教室譲渡等により前期末と比 して2教室減少しております。

これらの結果、売上高は5,230百万円(前期比1.2%減)、教室数は189 教室及び在籍生徒数は12,997名となりました。

(学習塾フランチャイズ事業)

「明光義塾」ブランドのイメージ戦略による全国的な認知度の向上、教室経営に関する指導力の強化、並びにエリア分析により地域特性に適合した教室運営サービスの指導・提供等に努めてまいりました。

また、フランチャイズ教室は、当事業年度において89教室増加しております。

これらの結果、売上高は4,706百万円(同7.1%増)、教室数は1,349教室及び在籍生徒数は90,492名となりました。

(その他の事業)

サッカースクール事業につきましては、3スクールのうち草加スクール 及び所沢スクールが軌道に乗り始めたこと等により、売上高は70百万円 (同32.1%増)となり、通期において黒字化を達成いたしました。

なお、福祉介護事業につきましては、平成18年4月30日をもって営業を 廃止しております。

<ご参考> 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売 上高等の推移

回次	第2	1期	第2	2期
事 業 年 度		₣9月1日 ₣8月31日	自平成17 ⁴ 至平成18 ⁴	
	経営成績他	前期比較	経営成績他	前期比較
明光義塾期末直営教室数	191	+ 14	189	\triangle 2
明 光 義 塾 期 末 フランチャイズ教室数	1, 260	+ 95	1, 349	+ 89
明光義塾期末教室数合計	1, 451	+ 109	1, 538	+ 87
明光義塾期末直営教室在籍生徒数(名)	13, 243	+ 515	12, 997	△ 246
明光義塾期末フランチャイズ (名) 教 室 在 籍 生 徒 数(名)	84, 273	+ 6,853	90, 492	+ 6, 219
明光義塾期末在籍生徒数合計(名)	97, 516	+ 7,368	103, 489	+ 5,973
学習塾直営事業売上高(百万円)	5, 295	+ 297	5, 230	△ 64
学習塾フランチャイズ(百万円)※1 事業売上高(百万円)※1	4, 392	+ 174	4, 706	+ 314
その他の事業売上高(百万円)	140	+ 50	109	△ 31
売 上 高 合 計(百万円)	9, 828	+ 523	10, 047	+ 218
明光義塾直営教室売上高(百万円)	5, 295	+ 297	5, 230	△ 64
明光義塾フランチャイズ(百万円) 教 室 末 端 売 上 高(百万円)	27, 124	+ 2,148	29, 402	+ 2,277
明光義塾教室末端売上高合計(百万円)※2	32, 420	+ 2,445	34, 633	+ 2,212

- ※1 学習塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品販売収入等を記載 しております。
 - 2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の入会金、授業料、教材費、テスト料等 の全売上高と、フランチャイズ教室の入会金、授業料等の売上高を合計したもので あり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

③ 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は131,792千円(有形固定資産 及び無形固定資産の受入ベース数値)であります。

なお、当事業年度中に完成した主要設備、継続中の主要設備の新設は次のとおりであります。

- イ. 当事業年度中に完成した主要設備
 - ・本社のフロア増床に伴う設備投資

14.252千円

- (注) 当社は従来、統括業務を東京都豊島区内において分散しておりましたが、当事業年度において、統括業務を本社(賃借物件)に集約しております。
- ロ. 当事業年度中において継続中の主要設備の新設
 - ・情報システムの開発費他

87,793千円

④ 資金調達の状況

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権 (平成14年11月25日発行及び平成15年11月26日発行)の権利行使により、 当事業年度において新株式532,800株を発行し、総額113,688千円の資金調 達を行いました。

- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当する事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得の状況 特記すべき事項はありません。
- ⑧ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 19 期 (平成15年8月期)	第 20 期 (平成16年8月期)	第 21 期 (平成17年8月期)	第22期(当期) (平成18年8月期)
売	上	高(千円)	8, 460, 902	9, 305, 628	9, 828, 922	10, 047, 208
経	常利	益(千円)	2, 002, 766	2, 391, 734	2, 271, 223	2, 558, 285
当	期純和	」 益(千円)	763, 685	1, 325, 115	1, 208, 696	1, 393, 722
1 构	:当たり当期約	純利益 (円)	146. 41	123. 12	36. 50	42. 10
総	資	産(千円)	4, 544, 483	6, 769, 565	7, 892, 424	8, 982, 100
純	資	産(千円)	3, 193, 238	5, 009, 744	6, 078, 713	7, 178, 759

- (注) 1. 第20期は、平成16年4月20日付(1株につき2株の割合)及び第21期は、平成17年4月20日付(1株につき3株の割合)でそれぞれ株式の分割を行いました。第20期及び第21期の「1株当たり当期純利益」の算定につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
 - 2. 第22期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計 基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、親会社及び子会社について事業年度を通じて有しておりませんので、該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する個別指導型の学習塾業界は、少子化の進行による学齢人口の減少に抑制がかからない状況のもと、競合他社との競争は進展し続け、更に厳しさを増すものと推察されます。

こうした状況を踏まえ、当社におきましては、「個別指導による自立学習を通じて創造力豊かで自立心に富んだ21世紀社会の人材を育成する」という教育理念のもと、全社一丸となって経営革新に取り組み、充実した教育サービスが提供できるように事業活動を推進してまいります。

また、教室運営力を向上させるための重要課題といたしましては、事業環境の変化を的確に把握した研修制度の推進、それに伴う「人的スキルの向上」、「意識改革」等が焦眉の急となっております。

教務面につきましては、「学習カリキュラムの充実」、「授業進捗管理」 及び「成績管理」等を主軸とした、付加価値の高い新しい仕組み作りへチャレンジしてまいります。

これらの重要課題に対応すべく、従業員が専門性を向上させ、クオリティ の高い優秀な人材となるように社員教育の徹底に努めてまいります。

更には、明確な目標設定を基本とする戦略的事業展開を推進するとともに、 生徒・保護者ニーズを的確に捉え、豊かなマインドも兼ね備えた上質な教育 サービスの提供に努める所存であります。

社内管理面につきましては、財務会計、販売管理等の基幹システム並びに 教室・教務システム等の新全社システムの運用定着化を図り、充実した内部 統制システムを構築してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成18年8月31日現在)

当社は、全学年・全教科を対象に生徒一人ひとりの学力に応じた「自立学習・個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」のフランチャイズチェーンを全国に展開し、その本部として、教室運営指導及び経営指導を行うとともに、直営教室につきましても、首都圏地区を中心として展開を図っております。

また、その他の事業として、サッカースクール事業を行っております。 なお、福祉介護事業につきましては、平成18年2月17日開催の取締役会決 議に基づき、平成18年4月30日をもって営業を廃止しております。

(6) **主要な営業所等**(平成18年8月31日現在)

① 本 社 明 光 ビ ル 大 阪 事 務 局 名 古 屋 事 務 局 北 海 道 事 務 局

東京都豊島区池袋二丁目43番1号 東京都豊島区西池袋三丁目1番13号 大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号 愛知県名古屋市中村区太閤三丁目2番13号 北海道札幌市中央区北2条東一丁目5番地2

② 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区 125教室 近畿地区 222教室 北関東・甲信越地区 167教室 中・四国地区 71教室 首都圏地区 378教室 九州地区 238教室 中部・東海地区 148教室 (合計1,349教室)

③ 明光義塾直営教室

首都圏地区 121教室 池袋教室他 その他地区 68教室 五月が丘教室他 (合計 189教室)

④ 明光サッカースクール

草加校 埼玉県草加市小山一丁目13番27号 所沢校 埼玉県所沢市北原町1288 越谷校 埼玉県越谷市弥十郎375

(7) **使 用 人 の 状 況**(平成18年8月31日現在)

区	分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	242名	7名増	33.8歳	5.1年
女	性	93名	17名減	29.1歳	3.8年
合計又は	ま平均	335名	10名減	32.5歳	4.8年

- (注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(12名)を含み、アルバイト等の臨時使用 人は含まれておりません。
 - (8) 主要な借入先の状況 (平成18年8月31日現在) 該当する事項はありません。
 - (9) **その他会社の現況に関する重要な事項** 該当する事項はありません。

- 2 株式の状況(平成18年8月31日現在)
 - (1) 発行可能株式総数 72.405.000株

(2) 発行済株式の総数

34.524.000株

- (注) 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株 予約権(平成14年11月25日発行及び平成15年11月26日発行)の権 利行使により発行済株式の総数は532,800株増加いたしました。
- (3) 株 **∓** 数

4.924名(前期末比2.759名減)

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

14	株主		朱 主 名			当社	土への出資	資状況				
12	Λ.	主			4	持	株	数	出	資	比	率
明	光	株	式	会	社		5, 064	株 4,000			15.	% 14
株式	亡会 社	東京	個 別	指 導	学 院		4, 245	3, 500			12.	69
渡		邉	弘		毅		3, 894	4,600			11.	65

(注) 出資比率は自己株式(1,080,073株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状 況(平成18年8月31日現在)
 - ① 第1回新株予約権(平成14年11月25日発行)
 - ・新株予約権の数

134個

(新株予約権1個につき600株)

・新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 80.400株

新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり)

185円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 93円 (1株当たり)
- ・新株予約権を行使することができる期間 自 平成16年12月1日 至 平成19年11月24日

- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使は認められない。
 - b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合は、喪失後2年間に限り権利行使を認める。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
	個	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	134	80, 400	1

- (注) 上記に記載されている「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は、平成16年4月20日付株式分割(株式1株につき2株)、平成17年4月20日付株式分割(株式1株につき3株)による調整を反映済みであります。
 - ② 第4回新株予約権(平成17年11月25日発行)
 - ・新株予約権の数

350個

(新株予約権1個につき100株)

- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式
- 35,000株

新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり) 648円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 (1株当たり)
 - 324円

新株予約権を行使することができる期間自 平成19年12月1日 至 平成22年11月24日

- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使は認められない。
 - b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合は、喪失後2年間に限り権利行使を認める。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
	個	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	350	35, 000	3

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権 の状況

第4回新株予約権(平成17年11月25日発行)

・新株予約権の数 (新株予約権1個につき100株) 320個

・新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式

32,000株

新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり) 648円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 324円 (1株当たり)
- ・新株予約権を行使することができる期間 自 平成19年12月1日 至 平成22年11月24日
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使は認められない。

- b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合は、喪失後2年間に限り権利行使を認める。
- c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。
- ・ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
	個	株	名
当社使用人	320	32, 000	21

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成18年8月31日現在)

会补	土に	おけ	る地	也位	氏		:	名	担当及び他の法人等の代表状況
代	表 取	締	役 社	: 長	渡	邉	弘	毅	
専	務	取	締	役	奥	井	世志	ま子	管理本部長兼明光義塾本部総括 明光株式会社代表取締役社長
常	務	取	締	役	山	﨑	彰	人	明光義塾本部長兼情報システム部長
取		締		役	田	上	節	朗	明光義塾本部プロモーション部管掌
取		締		役	佐	藤	浩	章	明光義塾本部FC営業部管掌
常	勤	監	查	役	橋	本		和	
監		査		役	小	П	隆	夫	弁護士
監		査		役	号	野	健	次	

- (注) 1. 常務取締役山本英昭氏は、平成18年4月28日に辞任により退任いたしました。
 - 2. 監査役橋本 和氏、小口隆夫氏及び弓野健次氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区		分	支 給 人 員	支 給 額	摘要
取	締	役	6名	153,900千円	
監	查	役	3名	16, 100千円	
合		計	9名	170,000千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成16年11月26日開催の第20回定時株主総会において 年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただい ております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成5年11月26日開催の第9回定時株主総会において 年額20,000千円以内と決議いただいております。
 - 3. 支給額には、第22回定時株主総会において決議予定の当事業年度に係る役員賞 与22,500千円(取締役5名に対し22,000千円、監査役1名に対し500千円)が 含まれております。
 - 4. 上記の取締役に支払った報酬額には、当事業年度中に辞任した取締役1名の報酬額が含まれております。
 - 5. 上記の他に、平成17年11月25日開催の第21回定時株主総会の決議により、退任 取締役1名に対し9,566千円の役員退職慰労金を支払っております。 また、取締役に対してストックオプション115,400株(株式数に換算)を付与 しております。(平成18年8月31日現在残数)

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

中央青山監査法人

報酬等の額

	支	払	額
・当事業年度に係る報酬等の額		10	6,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額		10	6,000千円

報酬等の額

称

	支	払	額
・当事業年度に係る報酬等の額			1,300千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額			1,300千円

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より、平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヵ月間の業務停止処分を受けましたため、平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を失い、退任いたしました。これに伴い業務停止期間中に当社の会計監査人が不在となることを回避し、当社に対する監査業務が間断なく行われることを図るため、公認会計士鈴木秀孝氏を一時会計監査人に選任いたしました。また、大会社としての監査業務の万全を期すため、公認会計士鈴木秀孝氏に加えて、当社の会計業務に精通している中央青山監査法人を業務停止期間終了後の平成18年9月1日をもって、当社の一時会計監査人として追加選任いたしました。
 - 2. 中央青山監査法人は、平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更して おります。
 - 3. 一時会計監査人でありました公認会計士鈴木秀孝氏は、平成18年9月26日をもって辞任しております。なお、鈴木秀孝氏への監査報酬は平成18年7月1日から平成18年9月26日までの期間に係る報酬額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ① 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、別に定める「コンプライアンス規程」を行動憲章として全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。

- ② 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、チェーン全体の企業倫理 の向上を推進する。
- ③ 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、 リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理部が担当する。リスク管理委員会は別に定める「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門 のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対 応とコンプライアンスの遂行を推進する。
- ④ 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を 定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統 制システムの継続的な改善を推進する。
- ⑤ 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書は、 法令及び別に定める「文書管理規程」、「稟議決裁規程」等規程に則り、 保存及びその他の管理を行う。また、それら文書は、監査役監査及び会計 監査人監査の要請による随時の閲覧が可能な状態で保持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。 それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。
- ② 危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策を、経営会議等で協議のうえチェーン全体に提示し、チェーン全体での経営の安定化に努めるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき 目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推 進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績 報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。
- ② 取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画部長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
- ③ 取締役は、専任の内部監査部門から業務執行に係る改善点の報告を受け、 担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図るものとする。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。
 - ② 監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、経営方針決定の経過並びに業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議(常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会並びに非常勤監査役は取締役会)に出席する。
 - ② 監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項、並びに公表する企業情報は適時監査役に報告する。

- ③ 監査役は、内部監査室及びリスク管理部との連絡会を適宜開催し、内部 統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催 し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システ ムの状況を監視し検証するものとする。
 - ② 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の 状況を適時に把握する。
 - ③ 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率に つきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示して おります。
 - 2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成18年8月31日現在)

(単位:千円)

資 産 <i>0</i> .) 部	 負 債 <i>0</i>) 部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	5, 443, 521	流動負債	1, 365, 961
現金及び預金	3, 624, 264	買 掛 金	68, 423
売 掛 金	536, 334	未 払 金	16, 477
有 価 証 券	999, 869	未 払 費 用	312, 922
商品	68, 909	未払法人税等	544, 395
貯 蔵 品	15, 837	未払消費税等	63, 107
前 渡 金	2,881	前 受 金	51, 023
前 払 費 用	62, 033	預 り 金	97, 265
繰延税金資産	131, 988	賞 与 引 当 金	177, 003
短 期 貸 付 金	842	役員賞与引当金	22, 500
そ の 他	14, 721	そ の 他	12, 842
貸倒引当金	\triangle 14, 160	固定負債	437, 379
固定資産	3, 538, 579	退職給付引当金	246, 264
有形固定資産	133, 508	役員退職慰労金引当金	130, 560
建物	89, 194	預 り 保 証 金	60, 555
器具備品	25, 828	負 債 合 計	1, 803, 340
土地	18, 486	純資産	の部
無形固定資産	123, 655	株主資本	7, 238, 120
ソフトウェア	33, 173	資 本 金	936, 594
ソフトウェア仮勘定	72, 429	資本剰余金	879, 820
電話加入権	18, 052	資本準備金	879, 820
投資その他の資産	3, 281, 414	利益剰余金	5, 504, 555
投資有価証券 関係会社株式	1, 418, 224	利益準備金	54, 482
出 資 金	43, 328 20	その他利益剰余金	5, 450, 073
世 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	61	別途積立金	3, 727, 000
長期前払費用	7, 663	繰越利益剰余金	1, 723, 073
操延税金資産	281, 421	自己株式	△ 82, 849
敷金・保証金	430, 873	評価・換算差額等	△ 59, 360
投資不動産	783, 821	その他有価証券評価差額金	△ 59, 360
長期性預金	316,000	純 資 産 合 計	7, 178, 759
資 産 合 計	8, 982, 100	負債・純資産合計	8, 982, 100

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

【平成17年9月1日から 平成18年8月31日まで】

(単位:千円)

	科			目		金	額
売		上	高				10, 047, 208
売	上	原	価	i			5, 696, 380
	売 .	上	総 未	山 益			4, 350, 828
販	売 費 及 で	ゾー般	管 理 費	•			1, 862, 390
	営	業	利	益			2, 488, 437
営	業	外	収 益				
	受	取	利	[]	息	3, 448	
	受	取	配	当	金	8, 745	
	賃	貸	料	収	入	78, 500	
	そ		0)		他	10, 812	101, 506
営	業	外	費用				
	賃	貸	料	原	価	29, 608	
	そ		0)		他	2, 050	31, 658
	経	常	利	益			2, 558, 285
特	別	利	益	:			
		取 損	害り	音 償	金	2, 144	2, 144
特	別	損	失	;			
	有 形	固定	資産	除却	損	13, 100	
	過年		給 与	諸 手	当	3, 117	
	業務				損	13, 865	
	関係	会 社	: 株式	評価	損	56, 871	
	そ		の		他	9, 665	96, 619
	税引	前当	期純	利益			2, 463, 810
				事業税		1, 128, 153	
	法 人		等 調	整額		△ 58, 065	1, 070, 087
	当	期	純 禾	山 益			1, 393, 722

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

【平成17年9月1日から 平成18年8月31日まで】

(単位:千円)

			株	主	資	本		
		資本剰余金	利	益 乗	創 余	金		
	資本金			その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	別 途積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合 計		台 計
平成17年8月31日 残高	879, 484	823, 242	54, 482	2, 979, 000	1, 424, 561	4, 458, 043	△ 82,849	6, 077, 921
事業年度中の変動額								
新株の発行	57, 110	56, 577						113, 688
別途積立金の積立て				748, 000	△ 748,000	_		_
剰余金の配当					△ 329, 111	△ 329, 111		△ 329, 111
役員賞与の支給額					△ 18, 100	△ 18, 100		△ 18, 100
当期純利益					1, 393, 722	1, 393, 722		1, 393, 722
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	57, 110	56, 577	-	748, 000	298, 511	1, 046, 511	-	1, 160, 199
平成18年8月31日 残高	936, 594	879, 820	54, 482	3, 727, 000	1, 723, 073	5, 504, 555	△ 82,849	7, 238, 120

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成17年8月31日 残高	792	6, 078, 713
事業年度中の変動額		
新株の発行		113, 688
別途積立金の積立て		l
剰余金の配当		△ 329, 111
役員賞与の支給額		△ 18, 100
当期純利益		1, 393, 722
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	△ 60, 153	△ 60, 153
事業年度中の変動額合計	△ 60, 153	1, 100, 045
平成18年8月31日 残高	△ 59, 360	7, 178, 759

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法(定額法)によっております。

関連会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差

額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により筧定)によっておりま

す。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、投資事業有限責任組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎とし、純資産の持分相当

額を取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 先入先出法による原価法によっております。

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法によっておりま

す。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産 … 定率法によっております。ただし、平成10年

4月1日以降に取得した建物(附属設備を除

く)については定額法によっております。

無 形 固 定 資 産 ……………… 自社利用のソフトウェアについては、社内に

おける利用可能期間 (2年又は5年) に基づ

く定額法によっております。

長期前払費用 …… 定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般

債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しており

ます。

賞 与 引 当 金 ………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てる

ため、支給見込額のうち当事業年度の負担額

を計上しております。

役員賞与引当金 …… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるた

め、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度

末における退職給付債務及び年金資産の見込

額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤務期間以 内の一定の年数(5年)による定額法により 按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度か

ら費用処理することとしております。

役員退職慰労金引当金 ・・・・・・・・ 役員の退職慰労金の支出に充てるため、役員

退職慰労金規程に基づく期末要支給額の

100%を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

7. 当事業年度より、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて、 計算書類を作成しております。

(会計方針の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 役員賞与引当金に係る会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年 11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この結果、販売費及び一般管理費の役員賞与引当金繰入額が22,500千円増加し、営業利益、経営利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,178,759千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、155,432千円であります。
- 2. 投資不動産の減価償却累計額は、60.741千円であります。
- 3. 従来、営業の用に供する目的で保有しておりました下記の「有形固定資産」を、当事業年度より主として賃貸の用に供しましたので、投資その他の資産の「投資不動産」に振替えております。

なお、当該金額は当事業年度末の貸借対照表価額であります。

建物290,384千円器具備品144千円土地493,293千円

(損益計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普通株式 (注)	33, 991, 200	532, 800	_	34, 524, 000
合 計	33, 991, 200	532, 800	_	34, 524, 000
自 己 株 式				
普 通 株 式	1, 080, 073	_	_	1, 080, 073
合 計	1, 080, 073	_	_	1, 080, 073

- (注) 普通株式の発行済株式総数の増加532,800株は、新株予約権の権利行使による増加であります。
 - 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効力発生日
平成17年 定時株	11月25日 主総会	普通株式	329, 111	10	平成]	17年8)	月31日	平成17年11月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成18年11月22日開催の定時株主総会に、次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 予 定 日
平成18年11月22日 定時株主総会	普通株式	401, 327	利益剰余金	12	平成18年8月31	平成18年11月24日

3. 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権 (平成14年11月25日発行)	第2回新株予約権 (平成15年11月26日発行)
目的となる株式の種類	普 通 株 式	普 通 株 式
目的となる株式の数	195,000株	42,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	80,685千円
未払事業税	39,837千円
未払事業所税	2,930千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,076千円
有価証券評価損	67,998千円
役員退職慰労金引当金	53,137千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	100,229千円
その他有価証券評価差額金	40,741千円
その他	23,772千円
繰延税金資産合計	413,410千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び 期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	15, 263	13, 925	1, 338

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

 1年内
 1,413千円

 1年超
 一千円

 △ 計
 1,413千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額 及び減損損失

支払リース料

3,688千円

減価償却費相当額

3,488千円

支払利息相当額

68千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年 度への配分方法については、利息法によっております。

6. リース資産に配分された減損損失はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2. 1株当たり当期純利益

214.65円

42.10円

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成18年10月16日

株式会社明光ネットワークジャパン 取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 業務軟行社員 指定社員 業務執行社員 公認会計士 山 崎 一 彦 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会で他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づきを備されている当該体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

証いたしました。 以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について 検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係る計算書類(貸借財限表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、これらに基づき検討をいたしました。

監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき 事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 一時会計監査人みすず監査法人(旧中央青山監査法人)の監査の方法及び結 果は相当であると認めます。

平成18年10月18日

株式会社明光ネットワークジャパン監査役会

監査役(常勤) 橋本 和 ④

監査役小口隆夫 ⑩

監査役号野健次の

(注) 常勤監査役橋本 和、監査役小口隆夫及び弓野健次は、会社法第2条第16号に 定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、第22期の期末配当につきましては、業績及び資金 状況等を総合的に勘案し、日頃の株主の皆様のご支援にお応えするため、以 下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は401.327.124円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日平成18年11月24日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 920,000,000円
 - (2)減少する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金920,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、事業目的の一部を整理するものであります(変更案第2条)。
 - (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)並びにこれらの関連法令が、平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 「整備法」に基づき定款に定めがあるものとみなされる事項についての 規定を新設するものであります。
 - ・当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め (変更案第4条)。

- ・当会社は株券を発行する旨の定め(変更案第7条)。
- ・当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第11条)。
- ② 定款で定めることにより可能となる事項についての規定を新設するものであります。
 - ・単元未満株式の権利を明確化するとともに、これを合理的な範囲内のものとするために、単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第10条)。
 - ・インターネットの普及を考慮して、利便性を高めること及び費用の削減を目的として、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第16条)。
 - ・株主総会の適正かつ円滑な運営のため会社法の規定により代理人の人数 を制限するものであります(変更案第18条)。
 - ・取締役会の機動的かつ効率的な運営を図るため、取締役会を開催せずに 取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新 設するものであります(変更案第25条)。
 - ・社外監査役として適切かつ優秀な人材の招聘を容易にするために、社外 監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の条文を新設す るものであります(変更案第37条第2項)。
 - ・機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会 決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。 なお、本変更案は、資本政策の機動性を確保するために定款を変更する ものであり、剰余金の配当等に関する株主提案権については、従来どお り確保されております(変更案第39条)。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、 取締役会決議により、法令の範囲内で、取締役及び監査役の責任免除が行え る旨の条文を新設するものであります(変更案第28条、第37条第1項)。 なお、変更案第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ておりま す。
- (4) 公告に関する利便性の向上及び費用の削減を図るため、公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告とするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります(変更案第5条)。

(5) 上記の変更及び会社法が施行されたこと等に伴い、規定の整備、条文の加 除に伴う条数の変更、並びに構成の整理等、所要の変更を行うものでありま す。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当会社は、株式会社明光ネット	第1条 (現行どおり)
ワークジャパンと称し、英文では	
MEIKO NETWORK JAPAN CO.,LTD.と	
する。	
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むこと	第2条 当会社は、次の事業を営むこと
を目的とする。	を目的とする。
1. 学習塾の経営と経営指導	1. ~9. (現行どおり)
2. 外国語学校およびカルチャース	
クールの経営と経営指導	
3. スポーツおよびレジャー施設	
(宿泊、遊園地) の経営と経営指	
導ならびにスポーツに関連する衣	
料品、皮革製品、雑貨等の企画と	
販売	
4. コンピュータおよび教育機器を	
活用した教育機材の開発と販売な	
らびに関連スクールの経営と経営	
りいに関連ヘクールの経営と経営 指導	
4E 14	
5. 学習教材および出版物の製作と	
販売	
6. コンピュータソフトおよびビデ	
オソフトの製作と販売	
7. インターネットを利用した各種	
情報提供サービス事業	

8. 経営者、管理者および一般社員 に対する教育の企画と実施 9. 企業の経営コンサルタント業 10. 福祉、介護に関連する、教育を 通じた資格取得および人材育成、 介護機器・器具の販売およびリース、レンタル業 11. 居宅介護支援事業および居宅 サービス事業 12. 労働者派遣事業 13. 損害保険代理業 14. 不動産の売買と賃貸 15. 日用品雑貨の販売 16. 内外装その他一切の建築工事の 請負契約の締結 17. 前各号に附帯関連する一切の業 務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区 に置く。 (新 設) (新 設) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞 に掲載する。 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞 に掲載する。 (公告方法は、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行	現行定款	変 更 案
9. 企業の経営コンサルタント業 10. 福祉、介護に関連する、教育を 通じた資格取得および人材育成、 介護機器・器具の販売およびリース、レンタル業 11. 居宅介護支援事業および居宅 サービス事業 12. 労働者派遣事業 13. 損害保険代理業 14. 不動産の売買と賃貸 15. 日用品雑貨の販売 16. 内外装その他一切の建築工事の 請負契約の締結 17. 前各号に附帯関連する一切の業 務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区 に置く。 (新 設) (新 設) (新 設) (株 関) 第4条 当会社は、本店を東京都豊島区 (次告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞 に掲載する。 (次告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告 とする。ただし、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告に よる公告をすることができない場	8. 経営者、管理者および一般社員	
10. 福祉、介護に関連する、教育を 通じた資格取得および人材育成、 介護機器・器具の販売およびリース、レンタル業	に対する教育の企画と実施	
通じた資格取得および人材育成、 介護機器・器具の販売およびリース、レンタル業 11. 居宅介護支援事業および居宅 サービス事業 12. 労働者派遣事業 13. 損害保険代理業 14. 不動産の売買と賃貸 15. 日用品雑貨の販売 16. 内外装その他一切の建築工事の 請負契約の締結 17. 前各号に附帯関連する一切の業 務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区 に置く。 (新 設) (新 設) (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区 に置く。 (松告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞 に掲載する。 (公告の方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	9. 企業の経営コンサルタント業	
 	10. 福祉、介護に関連する、教育を	(削 除)
11. 居宅介護支援事業および居宅	通じた資格取得および人材育成、	
11. 居宅介護支援事業および居宅	介護機器・器具の販売およびリー	
### 12. 労働者派遣事業 12. 労働者派遣事業 13. 損害保険代理業 14. 不動産の売買と賃貸 15. 日用品雑貨の販売 16. 内外装その他一切の建築工事の 請負契約の締結 17. 前各号に附帯関連する一切の業務 3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。	<u>ス、レンタル業</u>	
12. 労働者派遣事業	11. 居宅介護支援事業および居宅	(削 除)
13. 損害保険代理業 14. 不動産の売買と賃貸 15. 日用品雑貨の販売 16. 内外装その他一切の建築工事の 請負契約の締結 17. 前各号に附帯関連する一切の業 78	サービス事業	
14. 不動産の売買と賃貸 15. 日用品雑貨の販売 16. 内外装その他一切の建築工事の 14. 内外装その他一切の建築工事の 14. 内外装その他一切の建築工事の 15. 前各号に附帯関連する一切の業 7. 前名号に対し、本語の所在地 7. 前名号に対し、本語の所在地 7. 前名号に対し、本語の所在地 7. 前名号に対し、大の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 7. 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	<u>12.</u> 労働者派遣事業	<u>10.</u> 労働者派遣事業
15. 日用品雑貨の販売 16. 内外装その他一切の建築工事の 16. 内外装その他一切の建築工事の 16. 内外装その他一切の建築工事の 16. 内外装その他一切の建築工事の 16. 内外装その他一切の建築工事の 16. 16. 方法 16. 前各号に附帯関連する一切の業務 16. 前各号に対策を表 16. 内外表 16. 内外表	<u>13.</u> 損害保険代理業	<u>11.</u> 損害保険代理業
16. 内外装その他一切の建築工事の請負契約の締結 17. 前各号に附帯関連する一切の業務 17. 前各号に附帯関連する一切の業務 第 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。 (新設) (機関) 第4条 当会社の公告に、日本経済新聞に掲載する。 14. 内外装その他一切の建築工事の請負契約の締結 15. 前各号に附帯関連する一切の業務 第 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	<u>14.</u> 不動産の売買と賃貸	<u>12.</u> 不動産の売買と賃貸
請負契約の締結	<u>15.</u> 日用品雑貨の販売	<u>13.</u> 日用品雑貨の販売
17. 前各号に附帯関連する一切の業務 15. 前各号に附帯関連する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。 (機 関) (新設) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>14.</u> 内外装その他一切の建築工事の
務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。 (新設) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会2. 監査役3. 監査役会4.会計監査人(公告方法) (公告の方法) (公告方法) 第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	請負契約の締結	
(本店の所在地) (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区 (新 設) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) (公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	<u>17.</u> 前各号に附帯関連する一切の業	
第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。 (新 設) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	***	
(新 設)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(新 設) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場		第3条 (現行どおり)
(新 設) 第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) (公告の方法) (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に出土を経済新聞に掲載する。 に掲載する。 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	に置く。	(11)
役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 に掲載する。 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	(due = =D.)	
1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 店掲載する。 事5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	(新 設)	
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場		
3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 に掲載する。 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場		
(公告の方法) 4. 会計監査人 (公告方法) (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 に掲載する。 とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場		<u> </u>
(公告の方法) (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場		·
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第5条 当会社の公告方法は、電子公告を得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	(公生の主法)	<u> </u>
に掲載する。とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場	I ' ' ' 	(
を得ない事由によって電子公告に よる公告をすることができない場		
よる公告をすることができない場	<u>(こ)切事な / つる。</u>	
<u>5.</u>		

現 行 定 款

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第<u>5</u>条 当会社の<u>発行する株式の総数</u> は、72,405,000株とする。<u>ただ</u> し、消却が行われた場合には、こ れに相当する株式数を減ずる。

(新 設)

(取締役会決議による自己株式の取得)

第6条 当会社は、商法第211条/3第 1項第2号の規定により、取締役 会の決議をもって自己株式を買受 けることができる。

(単元未満株式の買増請求)

第<u>7</u>条 当会社の単元未満株式を有する 株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その単元未満株式の数 と合わせて<u>1単元の株式の数</u>とな る<u>べき</u>数の株式を売渡すことを当 会社に対して請求(以下、「買増 請求」という。)することができ る。ただし、当会社が売渡すべき 数の自己株式を有さない場合は、 この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(<u>1</u>単元の株式の数および単元未満株券の 不発行)

第<u>8</u>条 当会社の<u>1単元の株式</u>は、100 株とする。 変 更 案

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第<u>6</u>条 当会社の発行可能株式総数は、72,405,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(削 除)

(単元未満株式の買増請求)

第8条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する 単元未満株式の数と併せて単元株 式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求(以下、 「買増請求」という。)することができる。ただし、当会社が売り 渡すべき数の自己株式を有さない 場合は、この限りではない。

2. (現行どおり)

(<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発 行)

第<u>9</u>条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株 とする。

現行定款

2. 当会社は、<u>1 単元の株式の数に</u> 満たない株式(以下、「単元未満 株式」という。) に係わる 株券を 発行しない。

(新 設)

(名義書換代理人)

- 第<u>9</u>条 当会社は、<u>株式につき、名義書</u> 換代理人を置く。
 - 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議によ り選定し公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿(実質株主名 簿を含む。以下同じ。)ならびに 株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、株券喪失登録の手 続、単元未満株式の買取および売 渡し、実質株主通知の受理、その 他株式に関する事務は、名義書換 代理人に取扱わせ、当会社におい てはこれを取扱わない。

変 更 案

2. 当会社は、第7条の規定にかか わらず、単元未満株式に係る株券 を発行しない。ただし、株式取扱 規程に定めるところについてはこ の限りではない。

(単元未満株式についての権利)

- 第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲 <u>げる権利</u>
 - 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当ておよび募集新株予 約権の割当てを受ける権利
 - 4. 第8条に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)

- 第<u>11</u>条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置 く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議によ り定め、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿および</u>株券喪失登録簿<u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては取り扱わない。

現 行 定 款

変 更 宏

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株券の種類ならびに株 | 第12条 当会社の株式に関する取扱いお 式の名義書換、株券喪失登録の手 続、単元未満株式の買取および売 渡し、その他株式に関する取扱お よび手数料については、取締役会 において定める株式取扱規程によ

(基準日)

第11条 当会社は、営業年度末日現在の 最終の株主名簿に記載または記録 された株主をもって、その決算期 に関する定時株主総会において権 利を行使できる株主とする。

> 2. 前項のほか必要がある場合は、 取締役会の決議によりあらかじめ 公告し、一定の日現在の最終の株 主名簿に記載または記録された株 主または登録質権者をもって、そ の権利を行使できる株主または登 録質権者とする。

> > 第3章 株主総会

(招集)

当会社の定時株主総会は、営業 第12条 年度末日の翌日から3ヶ月以内に 招集し、臨時株主総会は、その必 要がある場合にこれを招集する。

(新 設)

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定め | 第15条 株主総会は、取締役社長がこれ がある場合を除き、社長が招集 し、その議長となる。

(株式取扱規程)

よび手数料は、法令または本定款 のほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

(削 除)

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年 11月にこれを招集し、臨時株主総 会は、必要あるときに随時これを 招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年8月31日とす る。

(招集権者および議長)

を招集し、議長となる。

現 行 定 款

2. 社長に<u>差支え</u>がある<u>場合、また</u> <u>は欠員の場合は、</u>取締役会におい てあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役がこれに代わる。

(新 設)

(決 議)

- 第<u>14</u>条 株主総会の決議は、法令または 本定款に別段の定めがある場合を 除き、出席した株主の議決権の過 半数をもって決する。
 - 2. <u>商法第343条の規定によるべき</u> <u>株主総会の</u>決議は、<u>総株主</u>の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の3分の2以 上をもって<u>これを</u>行う。
 - 3. 取締役又は監査役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

変 更 案

2. 取締役社長に<u>事故</u>がある<u>とき</u> <u>は</u>、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第<u>17</u>条 株主総会の決議は、法令または 本定款に別段の定めがある場合を 除き、出席した<u>議決権を行使する</u> <u>ことができる</u>株主の議決権の過半 数をもって<u>行う。</u>
 - 2. 会社法第309条第2項に定める 決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議 決権の3分の2以上をもって行 う。

(変更案第21条、第31条へ移設)

現行定款

(議決権の代理行使)

第<u>15</u>条 株主<u>またはその法定代理人</u>は、 当会社の議決権を有する他の株主 を代理人として議決権を行使する ことができる。

> 2. 株主または前項代理人は、代理 権を証する書面を株主総会毎に当 会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して保存する。

第4章 取締役および取締役会 (員 数)

第<u>17</u>条 当会社の取締役は、7名以内と する。

(選 任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会に おいて総株主の議決権の3分の1 以上に当たる株式を有する株主が 出席し、その議決権の過半数の決 議によって選任する。

> 2. 取締役の選任決議は、累積投票 によらないものとする。

変 更 案

(議決権の代理行使)

第<u>18</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として<u>、</u> その議決権を行使することができる。

2. 株主または前項代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(削 除)

第4章 取締役および取締役会 (員 数)

第19条 (現行どおり)

(選任方法)

第<u>20</u>条 取締役は、株主総会において選 任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数を もって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票 によらないものとする。

現 行 定 款

変 更 案

(現行定款第14条第3項より移設)

(解任方法)

<u>第21条</u> <u>取締役は、株主総会の決議によりこれを解任することができる。</u>

2. 取締役の解任決議については、 議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもって行う。

(任期)

第<u>19</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1年内 <u>の最終の決算期</u>に関する定時株主 総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第<u>20</u>条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、社長が招集 し、その議長となる。

- 2. 社長に<u>差支え</u>がある<u>場合、または欠員の場合は</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
- 3. 取締役会の招集は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに<u>その通知を</u>発する。ただし、緊急の必要がある<u>場合</u>は、この期間を短縮することができる。
- 4. 取締役および監査役の全員の同意がある<u>場合</u>は、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。

(任期)

第<u>22</u>条 取締役の任期は、<u>選任後1年以</u> 内に終了する事業年度のうち最終 <u>のもの</u>に関する定時株主総会の終 結の時までとする。

(取締役会の招集)

第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、<u>取締役</u>社長が これを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に<u>事故</u>がある<u>とき</u> <u>は</u>、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が 取締役会を招集し、議長となる。
- 3. 取締役会の招集<u>通知</u>は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある<u>とき</u>は、この期間を短縮することができる。
- 4. 取締役および監査役の全員の同意がある<u>とき</u>は、招集の手続<u>き</u>を 経ないで取締役会を<u>開催する</u>こと ができる。

現行定款

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当会社は、社長1名を、必要に 応じて取締役会長、取締役副社 長、専務取締役および常務取締役 各若干名を置き、取締役会の決議 により、取締役の中から選任す る。

- 2. 社長は、当会社を代表する。
- 3. <u>社長のほか、当会社を代表する</u> <u>取締役を、取締役会の決議により</u> 定めることができる。

(新 設)

(取締役会規程)

第22条 取締役会に関する事項<u>について</u> は、法令または本定款<u>に別段の定</u> <u>めがある場合を除き</u>、取締役会に おいて定める取締役会規程によ

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して保存する。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、当会社の業務執行 を決する。 変 更 案

第<u>24</u>条 取締役会は、その決議によって 代表取締役を選定する。

(代表取締役および役付取締役)

- 2. 取締役会は、その決議によって 取締役会長、取締役社長各1名、 取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を定めることがで きる。
- 3. (削 除)

(取締役会の決議の省略)

第25条当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第<u>26</u>条 取締役会に関する事項は、法令 または本定款<u>のほか</u>、取締役会に おいて定める取締役会規程によ る。

(削 除)

(削 除)

(報酬 <u>等</u>) 第 <u>27</u> 条 取締役の報酬 <u>賞与その他の職</u> 務執行の対価として当会社から受
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
致劫行の対価しして半今社から 画
<u> 物料目の対価として日云性から文</u>
ける財産上の利益(以下、「報酬
<u>等」という。)</u> は、株主総会の決
議に <u>よって</u> 定める。
(取締役の責任免除)
第28条 当会社は、会社法第426条第1
項の規定により、任務を怠ったこ
とによる取締役(取締役であった
者を含む。)の損害賠償責任を、
法令の限度において、取締役会の
<u>決議によって免除することができ</u>
<u>る。</u>
第5章 監査役および監査役会
(員数)
第 <u>29</u> 条 (現行どおり)
(NEL LOUG)
(選任 <u>方法</u>)
第30条 監査役は、株主総会において選
任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を
2. 監査役の選任次議は、議次権を 行使することができる株主の議決
権の3分の1以上を有する株主が
出席し、その議決権の過半数を
もって行う。

現 行 定 款 変 更 宏

(現行定款第14条第3項より移設)

(解任方法)

監査役は、株主総会の決議によ 第31条 りこれを解任することができる。

> 2. 監査役の解任決議については、 議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもって行う。

(任 期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年内 の最終の決算期に関する定時株主 総会の終結の時までとする。

> 2. 補欠として選任された監査役の 任期は、退任した監査役の任期の 満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役の互選をもって、常勤の 監査役を定める。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集は、各監査役に 対し、会日の3日前までにその通 知を発する。ただし、緊急の必要 がある場合は、この期間を短縮す ることができる。

> 2. 監査役の全員の同意がある場合 は、招集の手続を経ないで監査役 会を開くことができる。

(監査役会規程)

第31条 監査役会に関する事項について 第35条 監査役会に関する事項は、法令 は、法令または本定款に別段の定 めがある場合を除き、監査役会に おいて定める監査役会規程によ る。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以 内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。

> 2. 任期の満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役の 任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって 常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査 役に対し、会日の3日前までに発 する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮すること ができる。

> 2. 監査役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査 役会を開催することができる。

(監査役会規程)

または本定款のほか、監査役会に おいて定める監査役会規程によ る。

現行定款	変 更 案
(監査役会の議事録)	
第32条 監査役会の議事については、議	(削 除)
事録を作成し、議事の経過の要領	
およびその結果を記載または記録	
し、出席した監査役がこれに記名	
押印または電子署名して保存す	
<u>る。</u>	
(監査役会の権限)	
第33条 監査役会は、法令または本定款	(削 除)
に定めのある事項のほか、監査役	
の職務執行に関する事項を決す	
<u>5.</u>	
2. 前項の決定は、監査役の権限の	
行使を妨げない。	/ +n =: k-k- \
(報酬および退職慰労金)	(報酬 <u>等</u>)
第 <u>34</u> 条 監査役の報酬 <u>および退職慰労金</u> は、株主総会の決議により定め	第 <u>36</u> 条 監査役の報酬 <u>等</u> は、株主総会の 決議によって定める。
は、休主総会の伏職に <u>より</u> ため る。	(人成化 <u>ようし</u> だめる。
'లం	 (監査役の責任免除)
(新 設)	第37条 当会社は、会社法第426条第1
VII. 12-17	項の規定により、任務を怠ったこ
	とによる監査役(監査役であった
	者を含む。)の損害賠償責任を、
	法令の限度において、取締役会の
	決議によって免除することができ
	<u>3.</u>
	2. 当会社は、会社法第427条第1
	項の規定により、社外監査役との
	間に、任務を怠ったことによる損
	害賠償責任を限定する契約を締結
	することができる。ただし、当該
	契約に基づく責任の限度額は、法
	<u>令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款

第6章 計 算

(営業年度および決算期)

第<u>35</u>条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年9月 1日から翌年8月31日までの<u>年1</u> <u>期とし、毎年8月31日を決算期</u>と する。

(新 設)

(利益配当)

第<u>36</u>条 当会社の<u>利益配当金は、毎営業</u> 年度末日現在の最終の株主名簿に 記載または記録された株主または 登録質権者に配当する。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 利益配当金および中間配当金が その支払開始の日から満3年を経 過しても受領されない場合は、当 会社はその支払の義務を免れるも のとする。 変 更 案

第6章 計 算

(事業年度)

第<u>38</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年9月 1日から翌年8月31日までの<u>1年</u> とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社 法第459条第1項各号に定める事 項について、法令に別段の定めの ある場合を除き、取締役会の決議 によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第<u>40</u>条 当会社の<u>期末配当の基準日は、</u> 毎年8月31日とする。

- 2. 当会社の中間配当の基準日は、 毎年2月末日とする。
- 3. 前2項のほか、基準日を定めて 剰余金の配当をすることができ る。

(削 除)

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、 その支払開始の日から満3年を経 過しても<u>なお</u>受領されない<u>とき</u> は、当会社はその支払義務を免れ る。

現行定款	変 更 案
付 則 第28条の規定にかかわらず、平 成14年5月1日後最初の決算期に 関する定時株主総会の終結前に在 任する監査役については、なお従 前のとおり任期は3年とする。	(削 除)

第3号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役全員 (5名) は任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社の株式の数
1	渡	昭和59年9月 当社設立 当社取締役 昭和60年5月 当社代表取締役社長(現 任)	3, 894, 600株
2	奥 井 世志子 (昭和29年8月24日生)	昭和59年9月当社設立当社常務取締役平成8年11月当社専務取締役(現任)平成16年9月当社明光義塾本部長平成18年4月当社管理本部長兼明光義塾本部総括(現任)(他の法人等の代表状況)明光株式会社代表取締役社長	1,831,600株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社 (他 の 法	上における地位及び担当 : 人 等 の 代 表 状 況)	所 有 す る 当社の株式の数
3	山 崎 彰 人 (昭和25年7月4日生)	平成9年10月 平成13年12月 平成15年8月 平成17年5月 平成17年6月 平成17年9月	任) 当社常務取締役(現任)	10,000株
4	田 上 節 朗 (昭和30年8月6日生)	昭和55年4月 平成14年1月 平成17年5月 平成17年6月 平成17年11月 平成18年3月	株式会社東京放送入社 有限会社メディアアンサン ブル取締役 当社入社 当社明光義塾本部プロモー ション部長 当社取締役(現任) 当社明光義塾本部プロモー ション部管掌(現任)	一株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社 (他の法	土における地位及び担当 三人等の代表状況)	所 有 す る 当社の株式の数
5	佐 藤 浩 章 (昭和35年8月31日生)	平成14年3月 平成17年5月 平成17年6月 平成17年11月	ジャパン株式会社メーカー セールスグループ部長 当社入社	一株
6 %	勝 沼 一 成 (昭和31年2月8日生)	平成18年2月	会社三井住友銀行)入行	一株

- (注) 1. 当社と各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は新任候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役橋本 和及び小口隆夫の両氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任 期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		生における地位及び担当 と人 等 の 代 表 状 況)	所 有 す る 当社の株式の数
1	小 口 隆 夫 (昭和24年2月25日生)	昭和55年4月昭和58年5月平成8年11月	小口法律事務所開業 (現任)	一株
2 **	高 畑 正 夫 (昭和25年11月25日生)	昭和48年4月 平成14年5月 平成17年4月	会社三菱東京UFJ銀行) 入行 株式会社三景取締役副社長 ダイヤモンドスタッフサー ビス株式会社(現三菱UF Jスタッフサービス株式会 社)本部審議役	一株

- (注) 1. 当社と各監査役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 小口降夫氏及び高畑正夫氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. **※**印は新任候補者であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人(現みすず監査法人)は、平成18年5月10日付で金融庁より、平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヵ月間の業務停止処分を受けましたため、平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を失い、いったん退任いたしました。これに伴い、業務停止期間中に当社の会計監査人が不在となる事態を回避し、当社に対する監査業務が間断なく行われることを図るため、公認会計士鈴木秀孝氏を一時会計監査人に選任

(平成18年9月26日をもって辞任により退任) いたしました。また、大会社としての監査業務について万全を期すため、業務停止期間終了後の平成18年9月1日をもって、みすず監査法人を当社の一時会計監査人として追加選任いたしました。以上の経緯をもって、みすず監査法人の監査に係る内部監査体制の改善状況並びに会社監査の継続性の確保等を勘案し、本定時株主総会で改めてみすず監査法人を会計監査人として選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	みすず監査法人 (旧法人名:中央青山監査法人)
事 務	所	主たる事務所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル32階 従たる事務所 国内 25ヵ所 海外 25ヵ所
沿	革	昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立 昭和59年7月 クーパース・アンド・ライブランド・インターナショナルのメンバーファームになる 昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる 平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 平成10年7月 クーパース・アンド・ライブランドとプライスウォーターハウスとの間で世界レベルでの合併が成立 平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併 平成18年9月 みすず監査法人に名称を変更
概	要	出資金 1,205百万円 構成人員 社員数 公認会計士 374名 職員数 公認会計士 980名 会計士補 491名 その他 661名 合計 2,506名

(平成18年9月1日現在)

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成18年4月28日をもって取締役を辞任されました山本英昭氏及び本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり監査役を退任される橋本 和氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役山本英昭氏の取締役としての部分については取締役会に、監査役としての部分については監査役の協議に、退任監査役橋本 和氏については監査役の協議によることに、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏			名	略		歴
Щ	本	英	昭	平成13年11月 平成15年11月 平成15年11月 平成18年4月	当社監査役(非常勤) 当社監査役(非常勤)退任 当社常務取締役 当社取締役辞任	
橋	本		和	平成13年11月	当社監査役(常勤)(現任)	

第7号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来に支給した役員賞与の実績額、その他諸般の事情を勘案し、取締役5名及び監査役1名に対し、役員賞与を総額22,500千円(取締役分22,000千円、監査役分500千円)支給することといたしたいと存じます。

(なお、各取締役に対する金額は、取締役会の協議によることにいたしたいと存じます。)

第8号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成16年11月26日開催の第20回定時株主総会において年額200,000千円以内、監査役の報酬額は、平成5年11月26日開催の第9回定時株主総会において年額20,000千円以内とご承認いただき、今日に至っております。

この度、その後の経済情勢及び当社の経営状況の変化、今後においては取締役及び監査役の賞与を報酬枠内で支給いたしたいこと、並びに諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額300,000千円以内、監査役の報酬額を年額25,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名、監査役は3名でありますが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名、監査役は3名となります。

第9号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

1. 提案の理由

従来、ストックオプションは、株主の皆様以外の方に対し特に有利な条件を もって新株予約権を発行することのご承認をいただいておりましたが、今後に つきましても、取締役の業績向上及び株価上昇への意欲や士気をより一層高め ることを目的とし、職務執行の対価として、以下のストックオプションを実施 する予定であります。

会社法(平成17年法律第86号)施行後につきましては、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は、会社法第361条の規定により、新株予約権自体の価値が算定される点に着目し、報酬性が肯定化され、「取締役の報酬等」の一部であると位置付けられました。

また、これに伴い、平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により会計 上、職務執行の対価としてのストックオプションの公正な評価額は、人件費と しての費用化が実施されることとなりました。

つきましては、取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオ プション報酬額及び内容につき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

2. 報酬等の額

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対して、非金銭報酬等であるストックオプション報酬としての新株予約権を年額20,000千円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

現在の取締役は5名でありますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式150,000株を、1年間に発行する新株予約権の総株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)、株式併合を 行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由 が生じたときは、株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

1,500個を1年間に発行する個数の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。ただし、その金額が、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、時価を下回る価額での新株式の発行、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 募集事項を決定する取締役会決議の日から2年以上経過した日より3年以 内とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 各新株予約権の一部行使は認められない。
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役 たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができ る期間の到来後に、任期満了による退任により係る地位を喪失した場合に は、喪失後2年間に限り権利行使を認める。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - ④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (8) 当社取締役への割当てに係る報酬等としての算定方法 当社取締役への新株予約権の割当ては、その額が確定していない報酬等に 該当します。その報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日におい

て算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割当てる新株 予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、 新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとに株式オプション 価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

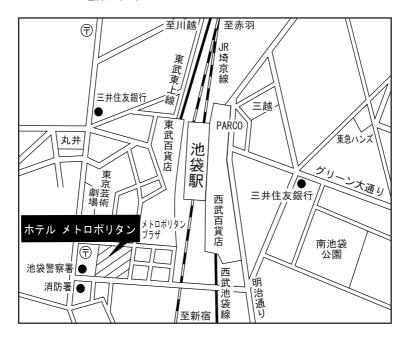
አ	モ

አ	モ

አ	モ

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 3階 富士の間 電話(03)3980-1111



交通のご案内

西武池袋線、JR線、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線、東武東上線の池袋駅 西口から徒歩3分。